

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
○四万十町十和高齢者生活福祉センター <u>(削除)</u> 条例 平成18年3月20日条例第72号 改正 平成24年12月20日条例第34号 平成26年6月19日条例第14号 四万十町十和高齢者生活福祉センター <u>(削除)</u> 条例 (設置) 第1条 町内に居住する高齢者に対し、各種のサービスのほか、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図るため、四万十町十和高齢者生活福祉センター <u>(削除)</u> （以下「福祉センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	○四万十町十和高齢者生活福祉センター <u>及び生活支援ハウス</u> 条例 平成18年3月20日条例第72号 改正 平成24年12月20日条例第34号 平成26年6月19日条例第14号 四万十町十和高齢者生活福祉センター <u>及び生活支援ハウス</u> 条例 (設置) 第1条 町内に居住する高齢者に対し、各種のサービスのほか、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図るため、四万十町十和高齢者生活福祉センター <u>及び生活支援ハウス</u> （以下「福祉センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十町十和高齢者生活福祉センター <u>こいのぼり荘</u></td> <td>四万十町昭和470番地 6</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table> (管理) 第3条 福祉センターの管理は、法人その他の団体であって別に定めるところにより、町長が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。 (休館日及び利用時間) 第4条 福祉センターの休館日及び利用時間は、次のとおりとする。 (1) 休館日	名称	位置	四万十町十和高齢者生活福祉センター <u>こいのぼり荘</u>	四万十町昭和470番地 6	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十町十和高齢者生活福祉センター</td> <td>四万十町昭和470番地 6</td> </tr> <tr> <td><u>四万十町十和高齢者生活支援ハウス</u></td> <td><u>四万十町久保川41番地 1</u></td> </tr> </tbody> </table> (管理) 第3条 福祉センターの管理は、法人その他の団体であって別に定めるところにより、町長が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。 (休館日及び利用時間) 第4条 福祉センターの休館日及び利用時間は、次のとおりとする。 (1) 休館日	名称	位置	四万十町十和高齢者生活福祉センター	四万十町昭和470番地 6	<u>四万十町十和高齢者生活支援ハウス</u>	<u>四万十町久保川41番地 1</u>
名称	位置												
四万十町十和高齢者生活福祉センター <u>こいのぼり荘</u>	四万十町昭和470番地 6												
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>												
名称	位置												
四万十町十和高齢者生活福祉センター	四万十町昭和470番地 6												
<u>四万十町十和高齢者生活支援ハウス</u>	<u>四万十町久保川41番地 1</u>												

改正後	改正前
<p>ア 日曜日</p> <p>イ 12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、デイサービス事業については、12月31日から翌年1月3日までとする。</p>	<p>ア 日曜日</p> <p>イ 12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、デイサービス事業については、12月31日から翌年1月3日までとする。</p>
<p>(2) 利用時間 デイサービス事業の利用時間は、<u>午前9時00分から午後4時10分</u>までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りではない。</p>	<p>(2) 利用時間 デイサービス事業の利用時間は、<u>午前9時30分から午後3時30分</u>までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りではない。</p>
<p>2 前項の規定は、居住部門事業 <u>(削除)</u> については適用しない。</p>	<p>2 前項の規定は、居住部門事業<u>及び給食サービス事業</u>については適用しない。</p>
<p>3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるとときは、あらかじめ町長の承認を得て、休館日及び利用時間を変更することができる。</p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるとときは、あらかじめ町長の承認を得て、休館日及び利用時間を変更することができる。</p>
<p>(運営協議会)</p>	<p>(運営協議会)</p>
<p>第5条 福祉センター管理運営の適正を図るため、福祉センター運営協議会を置く。</p>	<p>第5条 福祉センター管理運営の適正を図るため、福祉センター運営協議会を置く。</p>
<p>2 福祉センター運営協議会についての必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(事業)</p>	<p>2 福祉センター運営協議会についての必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(事業)</p>
<p>第6条 福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p>	<p>第6条 福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p>
<p>(1) デイサービス事業</p> <p>ア 生活指導に関すること。</p> <p>イ 日常動作訓練に関すること。</p> <p>ウ 養護に関すること。</p> <p>エ 健康チェックに関すること。</p> <p>オ 送迎サービスに関すること。</p> <p>カ 入浴サービスに関すること。</p> <p>キ 納食サービスに関すること。</p> <p>ク 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条<u>第17項</u>の<u>地域密着型通所介護</u>に関すること。</p>	<p>(1) デイサービス事業</p> <p>ア 生活指導に関すること。</p> <p>イ 日常動作訓練に関すること。</p> <p>ウ 養護に関すること。</p> <p>エ 健康チェックに関すること。</p> <p>オ 送迎サービスに関すること。</p> <p>カ 入浴サービスに関すること。</p> <p>キ 納食サービスに関すること。</p> <p>ク 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条<u>第7項</u>の<u>通所介護</u>に関すること。</p>

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 居住部門事業</u></p> <p>ア 一定期間居住場所を提供すること。</p> <p>イ 利用者の各種相談、助言及び緊急時の対応に関すること。</p> <p>ウ 利用者が在宅福祉サービス及び介護保険サービスを必要とする場合の利用手続の援助等に関すること。</p> <p>エ 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のため、場所の提供等を行うこと。</p>	<p><u>(2) 訪問による配食サービスに関すること。</u></p> <p><u>(3) 居住部門事業</u></p> <p>ア 一定期間居住場所を提供すること。</p> <p>イ 利用者の各種相談、助言及び緊急時の対応に関すること。</p> <p>ウ 利用者が在宅福祉サービス及び介護保険サービスを必要とする場合の利用手続の援助等に関すること。</p> <p>エ 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のため、場所の提供等を行うこと。</p>
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 前3号のほか、町長が必要と認める事業</u></p> <p>(利用者の範囲)</p>	<p><u>(4) 前3号のほか、町長が必要と認める事業</u></p> <p>(利用者の範囲)</p>
<p>第7条 福祉センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>第7条 福祉センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>
<p><u>(1) デイサービス事業にあっては、町内に居住するおおむね65歳以上の者であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項及び第4項に規定する要介護及び要支援者、法第115条の45第1項第1号に規定する事業の対象者（以下「要介護者等」という。）及び独居等により日常生活を営むのに支障がある者</u></p> <p>(2) 居住部門事業にあっては、町内に居住するおおむね65歳以上の人暮らし又は夫婦のみの世帯の者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者</p> <p>(3) 前2号のほか、指定管理者が利用を承認した者（<u>デイサービス</u>利用者<u>(削除)</u>を含む。）</p> <p>(利用の許可)</p>	<p><u>(1) デイサービス事業にあっては、町内に居住するおおむね65歳以上の者であって、身体が虚弱等のために日常生活を営むのに支障がある者</u></p> <p>(2) 居住部門事業にあっては、町内に居住するおおむね65歳以上の人暮らし又は夫婦のみの世帯の者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者</p> <p>(3) 前2号のほか、指定管理者が利用を承認した者（<u>通所介護</u>利用者<u>及び短期入所生活介護利用者</u>を含む。）</p> <p>(利用の許可)</p>
<p>第8条 福祉センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、<u>デイサービス</u>利用者<u>(削除)</u>にあっては、この限りでない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可をするに<u>当たり</u>、<u>(削除)</u>長期の居住利用に</p>	<p>第8条 福祉センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、<u>通所介護</u>利用者<u>及び短期入所生活介護利用者</u>にあっては、この限りでない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可をするに<u>当たっては</u>、<u>四万十町高齢者等地域</u></p>

改正後	改正前
<p>ついては高齢者生活福祉センター <u>(削除)</u> 入所判定委員会の意見を聴かなければならぬ。</p>	<p><u>ケア会議及び</u>長期の居住利用については高齢者生活福祉センター <u>及び生活支援ハウス</u> 入所判定委員会の意見を聴かなければならぬ。</p>
<p>3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、必要な条件を付けることができる。 (利用の不許可)</p>	<p>3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、必要な条件を付けることができる。 (利用の不許可)</p>
<p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉センターの利用を許可しないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="143 477 1118 509">(1) 秩序を乱すおそれがあるとき。</li> <li data-bbox="143 525 1118 557">(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。</li> <li data-bbox="143 573 1118 605">(3) 前2号のほか、指定管理者が管理運営上利用不適当と認めたとき。</li> </ol> <p>(利用許可の取消し等)</p>	<p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉センターの利用を許可しないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1185 477 2120 509">(1) 秩序を乱すおそれがあるとき。</li> <li data-bbox="1185 525 2120 557">(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。</li> <li data-bbox="1185 573 2120 605">(3) 前2号のほか、指定管理者が管理運営上利用不適当と認めたとき。</li> </ol> <p>(利用許可の取消し等)</p>
<p>第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用条件を変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="143 747 1118 779">(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</li> <li data-bbox="143 795 1118 827">(2) 利用の目的又は利用条件に違反したとき。</li> <li data-bbox="143 843 1118 874">(3) 前2号のほか、指定管理者が管理運営上不適当と認めたとき。</li> </ol> <p>(利用料金の納付)</p>	<p>第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用条件を変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1185 747 2120 779">(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</li> <li data-bbox="1185 795 2120 827">(2) 利用の目的又は利用条件に違反したとき。</li> <li data-bbox="1185 843 2120 874">(3) 前2号のほか、指定管理者が管理運営上不適当と認めたとき。</li> </ol> <p>(利用料金の納付)</p>
<p>第11条 福祉センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に福祉センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p>	<p>第11条 福祉センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に福祉センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p>
<p>2 <u>居住部門事業の</u>利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>	<p>2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>
<p>第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長が定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="143 1335 1118 1367">(1) 貧困により、生活のため公私の扶助を受ける者</li> <li data-bbox="143 1383 1118 1414">(2) 当該年において、所得が皆無となつたため、生活が著しく困難とな</li> </ol>	<p>第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長が定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1185 1335 2120 1367">(1) 貧困により、生活のため公私の扶助を受ける者</li> <li data-bbox="1185 1383 2120 1414">(2) 当該年において、所得が皆無となつたため、生活が著しく困難とな</li> </ol>

改正後	改正前
<p>った者及びこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 災害又は天候の不順により、損害を受けた者</p> <p>(4) <u>(削除)</u> 在宅で生活している<u>要介護者等</u>で、町民税非課税者</p> <p>(5) その他町長が利用料金の減免を必要であると認め指示した事業を実施するとき。</p> <p>(利用料金の不還付)</p>	<p>った者及びこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 災害又は天候の不順により、損害を受けた者</p> <p>(4) <u>介護保険の要介護認定を受け、</u>在宅で生活している<u>高齢者</u>で、町民税非課税者</p> <p>(5) その他町長が利用料金の減免を必要であると認め指示した事業を実施するとき。</p> <p>(利用料金の不還付)</p>
<p>第13条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することができない理由により、福祉センターを利用できなくなったとき。</p> <p>(2) 災害その他やむを得ない理由により、福祉センターを利用できなくなったとき。</p> <p>(3) その他指定管理者が管理上、利用を取り消したことにより、福祉センターを利用できなくなったとき。</p> <p>(特別の設備)</p>	<p>第13条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することができない理由により、福祉センターを利用できなくなったとき。</p> <p>(2) 災害その他やむを得ない理由により、福祉センターを利用できなくなったとき。</p> <p>(3) その他指定管理者が管理上、利用を取り消したことにより、福祉センターを利用できなくなったとき。</p> <p>(特別の設備)</p>
<p>第14条 利用者は、特別の設備をし、若しくは施設に変更を加え、又は備付けの器具以外の器具を持ち込んで利用しようとする場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(目的外利用、権利譲渡等の禁止)</p>	<p>第14条 利用者は、特別の設備をし、若しくは施設に変更を加え、又は備付けの器具以外の器具を持ち込んで利用しようとする場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(目的外利用、権利譲渡等の禁止)</p>
<p>第15条 利用者は、福祉センターを許可目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を他人に譲渡し、若しくは貸してはならない。</p> <p>(原状回復義務)</p>	<p>第15条 利用者は、福祉センターを許可目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を他人に譲渡し、若しくは貸してはならない。</p> <p>(原状回復義務)</p>
<p>第16条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第10条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償義務)</p>	<p>第16条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第10条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償義務)</p>

改正後	改正前
第17条 利用者は、建物、施設設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。	第17条 利用者は、建物、施設設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
2 町長は、利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。 (指定管理者が行う業務)	2 町長は、利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。 (指定管理者が行う業務)
第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。 (1) 福祉センターの利用の許可に関する業務 (2) 福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) その他福祉センターの運営に関する業務のうち、町長のみの権限に属する事務を除き、町長が必要と認める業務 (委任)	第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。 (1) 福祉センターの利用の許可に関する業務 (2) 福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) その他福祉センターの運営に関する業務のうち、町長のみの権限に属する事務を除き、町長が必要と認める業務 (委任)
第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。	第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の十和村高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウスの設置及び管理運営に関する条例（平成18年十和村条例第10号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 3 第3条に規定する指定管理者を指定するまでの間、条例中「指定管理者」とあるのは、「町長」とする。 4 この条例の施行の際、現に合併前の条例の規定に基づき、管理を委託している期間中は、なお従前の例による。	1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の十和村高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウスの設置及び管理運営に関する条例（平成18年十和村条例第10号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 3 第3条に規定する指定管理者を指定するまでの間、条例中「指定管理者」とあるのは、「町長」とする。 4 この条例の施行の際、現に合併前の条例の規定に基づき、管理を委託している期間中は、なお従前の例による。
附 則（平成24年12月20日条例第34号）	附 則（平成24年12月20日条例第34号）
この条例は、公布の日から施行する。	この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成26年6月19日条例第14号）	附 則（平成26年6月19日条例第14号）

改正後		改正前																																																																	
この条例は、公布の日から施行する。		この条例は、公布の日から施行する。																																																																	
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）																																																																	
<u>(削除)</u>		<u>(1) 配食サービス利用料金</u>																																																																	
(削除)	(削除)	配食サービス	1食 400円																																																																
<b>削除 居住施設利用料金</b>		<b>(2) 居住施設利用料金</b>																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象収入による階層区分</th> <th>利用者負担額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A 1,200,000円以下</td><td>0</td></tr> <tr><td>B 1,200,001円～1,300,000円</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>C 1,300,001円～1,400,000円</td><td>7,000</td></tr> <tr><td>D 1,400,001円～1,500,000円</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>E 1,500,001円～1,600,000円</td><td>13,000</td></tr> <tr><td>F 1,600,001円～1,700,000円</td><td>16,000</td></tr> <tr><td>G 1,700,001円～1,800,000円</td><td>19,000</td></tr> <tr><td>H 1,800,001円～1,900,000円</td><td>22,000</td></tr> <tr><td>I 1,900,001円～2,000,000円</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>J 2,000,001円～2,100,000円</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>K 2,100,001円～2,200,000円</td><td>35,000</td></tr> <tr><td>L 2,200,001円～2,300,000円</td><td>40,000</td></tr> <tr><td>M 2,300,001円～2,400,000円</td><td>45,000</td></tr> <tr><td>N 2,400,001円以上</td><td>50,000</td></tr> <tr><td>短期居住利用料金</td><td>1日 1,000</td></tr> </tbody> </table>		対象収入による階層区分	利用者負担額（円）	A 1,200,000円以下	0	B 1,200,001円～1,300,000円	4,000	C 1,300,001円～1,400,000円	7,000	D 1,400,001円～1,500,000円	10,000	E 1,500,001円～1,600,000円	13,000	F 1,600,001円～1,700,000円	16,000	G 1,700,001円～1,800,000円	19,000	H 1,800,001円～1,900,000円	22,000	I 1,900,001円～2,000,000円	25,000	J 2,000,001円～2,100,000円	30,000	K 2,100,001円～2,200,000円	35,000	L 2,200,001円～2,300,000円	40,000	M 2,300,001円～2,400,000円	45,000	N 2,400,001円以上	50,000	短期居住利用料金	1日 1,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象収入による階層区分</th> <th>利用者負担額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A 1,200,000円以下</td><td>0</td></tr> <tr><td>B 1,200,001円～1,300,000円</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>C 1,300,001円～1,400,000円</td><td>7,000</td></tr> <tr><td>D 1,400,001円～1,500,000円</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>E 1,500,001円～1,600,000円</td><td>13,000</td></tr> <tr><td>F 1,600,001円～1,700,000円</td><td>16,000</td></tr> <tr><td>G 1,700,001円～1,800,000円</td><td>19,000</td></tr> <tr><td>H 1,800,001円～1,900,000円</td><td>22,000</td></tr> <tr><td>I 1,900,001円～2,000,000円</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>J 2,000,001円～2,100,000円</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>K 2,100,001円～2,200,000円</td><td>35,000</td></tr> <tr><td>L 2,200,001円～2,300,000円</td><td>40,000</td></tr> <tr><td>M 2,300,001円～2,400,000円</td><td>45,000</td></tr> <tr><td>N 2,400,001円以上</td><td>50,000</td></tr> <tr><td>短期居住利用料金</td><td>1日 1,000</td></tr> </tbody> </table>		対象収入による階層区分	利用者負担額（円）	A 1,200,000円以下	0	B 1,200,001円～1,300,000円	4,000	C 1,300,001円～1,400,000円	7,000	D 1,400,001円～1,500,000円	10,000	E 1,500,001円～1,600,000円	13,000	F 1,600,001円～1,700,000円	16,000	G 1,700,001円～1,800,000円	19,000	H 1,800,001円～1,900,000円	22,000	I 1,900,001円～2,000,000円	25,000	J 2,000,001円～2,100,000円	30,000	K 2,100,001円～2,200,000円	35,000	L 2,200,001円～2,300,000円	40,000	M 2,300,001円～2,400,000円	45,000	N 2,400,001円以上	50,000	短期居住利用料金	1日 1,000
対象収入による階層区分	利用者負担額（円）																																																																		
A 1,200,000円以下	0																																																																		
B 1,200,001円～1,300,000円	4,000																																																																		
C 1,300,001円～1,400,000円	7,000																																																																		
D 1,400,001円～1,500,000円	10,000																																																																		
E 1,500,001円～1,600,000円	13,000																																																																		
F 1,600,001円～1,700,000円	16,000																																																																		
G 1,700,001円～1,800,000円	19,000																																																																		
H 1,800,001円～1,900,000円	22,000																																																																		
I 1,900,001円～2,000,000円	25,000																																																																		
J 2,000,001円～2,100,000円	30,000																																																																		
K 2,100,001円～2,200,000円	35,000																																																																		
L 2,200,001円～2,300,000円	40,000																																																																		
M 2,300,001円～2,400,000円	45,000																																																																		
N 2,400,001円以上	50,000																																																																		
短期居住利用料金	1日 1,000																																																																		
対象収入による階層区分	利用者負担額（円）																																																																		
A 1,200,000円以下	0																																																																		
B 1,200,001円～1,300,000円	4,000																																																																		
C 1,300,001円～1,400,000円	7,000																																																																		
D 1,400,001円～1,500,000円	10,000																																																																		
E 1,500,001円～1,600,000円	13,000																																																																		
F 1,600,001円～1,700,000円	16,000																																																																		
G 1,700,001円～1,800,000円	19,000																																																																		
H 1,800,001円～1,900,000円	22,000																																																																		
I 1,900,001円～2,000,000円	25,000																																																																		
J 2,000,001円～2,100,000円	30,000																																																																		
K 2,100,001円～2,200,000円	35,000																																																																		
L 2,200,001円～2,300,000円	40,000																																																																		
M 2,300,001円～2,400,000円	45,000																																																																		
N 2,400,001円以上	50,000																																																																		
短期居住利用料金	1日 1,000																																																																		
備考		備考																																																																	
<ol style="list-style-type: none"> <li>短期居住とは、介護者等の都合により、3か月以内を限度として一時的に<u>要介護者等</u>が施設において居住することをいう。</li> <li>対象収入とは、利用者の前年中の総収入をいう。</li> <li>居住施設の利用に伴う光熱水費等の実費については、利用者が負担するものとする。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>短期居住とは、介護者等の都合により、3か月以内を限度として一時的に<u>要介護者</u>が施設において居住することをいう。</li> <li>対象収入とは、利用者の前年中の総収入をいう。</li> <li>居住施設の利用に伴う光熱水費等の実費については、利用者が負担するものとする。</li> </ol>																																																																	